

学校法人梅村学園、株式会社愛知銀行及び株式会社中京銀行との 包括的連携に関する協定書

学校法人梅村学園（以下「甲」という。）、株式会社愛知銀行（以下「乙」という。）及び株式会社中京銀行（以下「丙」という。）は、相互に包括的な連携を行うため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙の包括的な産学連携・協力のもとに、地域活性化、産業振興、相互の人材育成等の分野で協力し、地域社会の振興と発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）地域活性化に関すること
- （2）産業振興に関すること
- （3）甲の学生及び生徒のキャリア形成に関すること
- （4）甲、乙及び丙の人材育成に関すること
- （5）その他前条の目的を達成するために甲、乙及び丙が合意した事項

（秘密保持）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た機密情報について、本協定の目的の遂行のみに使用するものとし、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次に掲げる情報を除く。

- （1）事前に相手方の承諾があるもの
- （2）相手方から知得する前に既に公知となっていたもの又は相手方から知得した後に自らの責によらず公知となったもの
- （3）相手方から知得する前に既に自ら保有していたもの
- （4）法令又は裁判所の命令により開示を要求されたもの

（反社会的勢力等の排除）

第4条 甲、乙及び丙は、自ら又は自らの役員もしくは実質的に経営権を有する者が、反社会的勢力等、その他これらに準ずる者のいずれにも該当せず、かつ、いずれとも関係を持たないことを表明し確約する。この表明確約に反すると合理的に認められる行為を行った場合には相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙及び丙のいずれからでも有効期間満了の日の2か月前までに別段の申し出がなされないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定める事項の細目については、甲、乙及び丙が協議して別に定める。また、本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議し、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

2024年3月4日

甲 愛知県名古屋市昭和区八事本町 101-2
学校法人梅村学園
理事長

梅村清英

乙 愛知県名古屋市中区栄 3-14-12
株式会社愛知銀行
取締役頭取

伊藤行記

丙 愛知県名古屋市中区栄 3-33-13
株式会社中京銀行
取締役頭取

小林秀夫